

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	長与町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://webtown.nagayo.jp/gyoseijoho/jouhou/mynumber.html

執行機関名 長与町長

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病患者に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)別表第1 町長の項(9) 難病患者に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律[平成二十六年法律第五十号]第1条	長与町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第30号)第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、障害者、乳幼児、こども、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者(18歳に満たない児童を含む。)をいう。 (4) 難病患者 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)第5条第1項に定める指定難病で、同法第7条第4項に定める医療受給者証の交付をうけている者
⑦独自利用事務の関連規範		長与町福祉医療費の支給に関する条例 長与町福祉医療費の支給に関する規則